

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

名古屋市長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項の規定による平成27年3月1日付の都市・地域再生等利用区域の指定については次のように変更する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川庄内川水系堀川の河川区域内で別図に示す区域

(2) 変更年月日

令和2年8月7日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 占用の許可を受けることのできる施設

- ① 準則第22第3項第2号に掲げるイベント施設
- ② 準則第22第3項第6号に掲げるオープンカフェ
- ③ 準則第22第3項第11号の都市及び地域の再生等のために利用する施設としての公共コミュニティサイクルステーション

(2) 許可方針

別添許可条件参照

3 都市・地域再生等占用主体

準則第22第4項第1号に掲げる者（準則第6に掲げる占用主体）

令和2年7月22日

（緑政土木局河川部河川管理課）